

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成23年3月28日
【会社名】	オプテックス株式会社
【英訳名】	OPTEX Company,Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 徹
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	滋賀県大津市におの浜四丁目7番5号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長小林 徹は、当社及び連結子会社(以下「当社グループ」という。)の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、一般的に、有効に機能しない固有の限界を有するため、その目的の達成にとって絶対的なものではなく、財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、平成22年12月31日を基準日として、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、当社グループの財務報告に係る内部統制の評価を実施しました。

評価の範囲は、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(以下「全社的な内部統制」という。)の整備及び運用状況の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象となる内部統制の範囲にある業務プロセスを分析し、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を評価の対象としました。

全社的な内部統制及び決算・財務報告に係る業務プロセスは、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、すべての事業拠点を評価の対象とし、評価対象となる内部統制全体を適切に理解及び分析した上で、関係者への質問、記録の検証等の手続を実施することにより、内部統制の整備及び運用状況並びにその状況が業務プロセスに係る内部統制に及ぼす影響を評価しました。なお、金額的及び質的影響の重要性が僅少であると判断した事業拠点の一部プロセスは、提出される資料の確認を主体とした間接管理を評価しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループの事業活動に大きく係る連結ベースでの勘定科目(売上高、買掛金、棚卸資産)に至る業務プロセスを評価の対象としました。また事業拠点としては、それぞれの勘定科目について、連結財務諸表金額(連結会社間取引及び棚卸資産の未実現利益の消去後)を指標にして、概ね2/3に達するまで事業拠点を選定し評価の対象としました。業務プロセスは、それぞれのプロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、関連文書の閲覧、当該内部統制に係る適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制実施記録の検証等の手続を実施することにより、当該統制上の要点の整備及び運用状況の評価をしました。なお、財務報告への影響を勘案して見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスについては、個別に評価の対象に追加しています。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、平成22年12月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。